

平成31年度 一般会計歳出 第2款5項2目 13節(01) 委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当者 固定資産税課土地担当	ふりがな 担当者名	えいだ いちかわ 恵田・市川
				電話	671-2258

設 計 書

- 1 委 託 名 平成31年度固定資産税(土地)評価図等更新業務

- 2 履 行 場 所 財政局主税部固定資産税課及び各区税務課

- 3 履 行 期 間 期間 契約締結日から平成32年3月31日まで
 又 は 期 限 期限 平成 年 月 日 まで

- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

- 5 その他特約事項

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

- 7 委 託 概 要 内訳書のとおり

9 部 分 払

する(回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価		金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ ()

内訳 業 務 価 格 ¥ ()

.....
消費税及び地方消費税相当額 ¥ ()
.....

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	概 要
評価原図の分合筆等 異動処理	(40,000)	筆			
評価原図の新規作成 及び再調整	(25)	枚			
路線番号原図の新規 作成	(23)	枚			
路線番号原図修正指 示用原稿図及びその 他原図作成用図面の 作成	(23)	枚			
評価図の作成	(23)	枚			
閲覧図の作成	(3,000)	枚			
合 計					
消 費 税 8%					
総 計					

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

平成31年度固定資産税（土地）評価図等更新業務に関する仕様書

第1章 総 則

（業務の目的）

第1条 本業務は、土地評価事務処理の効率化、適正化を図るため、評価図等を修正することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で締結する本業務委託契約において適用される主要事項を定める。

（関係法令）

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令に基づいて行わなければならない。

- （1） 測量法
- （2） 地方税法
- （3） 不動産登記法
- （4） 横浜市個人情報保護に関する条例
- （5） 個人情報取扱特記事項
- （6） その他関係法令及び通達等

（業務の指示及び監督）

第4条 乙は、業務遂行にあたり、甲と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

この場合において乙は、甲が必要と認める場合に甲が作業現場に立ち入ることを認めるものとする。

（現場責任者及び業務従事者）

第5条 乙は、本業務の計画を立案し、管理統括するものとして「測量士」の資格を有するものを現場責任者とし、業務従事者は、分合筆に伴う加筆及び削除に関する知識・技術を有する者を選任しなければならない。また、その業務従事者のうち、1名以上は「文書情報管理士（1級以上）」の資格を有するものを選任しなければならない。

（実施計画書等の提出）

第6条 乙は、本仕様書及び作業予定表（別紙1）に基づき、契約締結後5日以内に次の書類を甲に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 作業実施計画書
- （2） 工程表
- （3） 着手届
- （4） 委託代金内訳書
- （5） 現場責任者（管理従事者）選任通知書
- （6） 業務従事者選任通知書
- （7） 個人情報保護に関する誓約書

(成果品の帰属)

第7条 本業務の成果品については、すべて甲に帰属し、乙は甲の許可なく自己の用に供し又は第三者に公表あるいは貸与してはならない。

(疑義の解決)

第8条 本仕様書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後も同様とする。

2 乙は、本業務において取得した個人情報については、紛失・破損・改ざん及び漏洩等のリスクに関して万全な安全対策を講じ、個人情報のセキュリティ体制を確立しなければならない。

(かし担保責任)

第10条 本業務の成果品にかしがあるときは、甲が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を乙の負担において行わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、本業務中に生じた事故等により、甲又は第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、その発生原因、経過、被害内容その他事故が発生した原因を明らかにするのに必要な事項の報告を速やかに行い、甲の指示に従わなければならない。

(貸与資料管理)

第12条 本業務のため甲が乙に引き渡した図面・登記済通知書及び作業関係資料修正指示書(以下「修正指示書」という。)はすべて貸与資料とする。

2 乙は、貸与資料について施錠可能な場所において、破損・滅失・盗難等が発生しないように十分な注意をもって保管し、業務終了後は直ちに甲に返却しなければいけない。

3 乙は、貸与資料の引き渡し時及び返却時の運搬には、貸与資料を梱包し、有蓋で、かつ施錠可能な車両(幌車は不可)を使用することとする。また、搬出時以外は常時施錠し、荷崩れ、散逸、盗難等の事故がないよう細心の注意を払わなければならない。

(打ち合わせ・協議)

第13条 本業務の打ち合わせ・協議については、本庁・各区(18区)とそれぞれ作業実施工程について、図面の借用・修正指示書の受取を含め、成果品の納品までの一連の流れについての打ち合わせ・協議を行うものとする。

2 乙は、打ち合わせ・協議の他、図面の借用、修正指示書の受取、成果品の納品等を各区で行うものとする。このため、訪問回数は、各区8回程度(合計約150回)となるため、作業管理者はその都度、資料の管理に十分な注意を払うものとする。

また、作業期間中に別途協議事項が生じた場合は、各区へ迅速な対応をしなければならない。

(業務期間)

第14条 業務期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

(再委託先)

第15条 再委託は、原則禁止とする。

第2章 業 務 内 容

(各図面の定義)

第16条 本業務における各図面の定義は次のとおりとする。

- (1) 評価原図とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図等を基に作成された図面（土地の筆の大きさ、位置及び形状を示す図面）をいう。
- (2) 路線番号原図とは、路線の位置及び路線番号を示す図面をいう。
- (3) 閲覧図とは、評価原図を上質紙に電子複写した図面をいう。
- (4) 評価図とは、評価原図と路線番号原図をデータ合成処理し出力した図面をいう。

(業務概要)

第17条 本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 評価原図の異動処理
- (2) 評価原図の新規作成
- (3) 評価原図の再調製
- (4) 路線番号原図修正指示用原稿図及びその他原図作成用図面の作成
- (5) 路線番号原図の調製及び新規作成
- (6) 閲覧図の作成
- (7) 評価図の作成

(評価原図の異動処理)

第18条 乙は、甲から貸与された評価原図、登記済通知書、修正指示書その他甲が随時発する指示を基に評価原図の異動処理を行う。

業務の詳細については、別紙3「評価原図の異動処理仕様書」による。

(評価原図の新規作成)

第19条 乙は、登記所備え付けの地図等を基に評価原図の新規作成を行う。

業務の詳細については、別紙2「評価原図調製仕様書」別紙3「評価原図の異動処理仕様書」及び別紙4「評価原図の新規作成及び再調製仕様書」による。

(評価原図の再調製)

第20条 乙は、甲から貸与された閲覧図を基に評価原図の再調製を行う。

業務の詳細については、別紙2「評価原図調製仕様書」別紙3「評価原図の異動処理仕様書」及び別紙4「評価原図の新規作成及び再調製仕様書」による。

(路線番号原図修正指示用原稿図及びその他原図作成用図面の作成)

第21条 乙は、路線番号原図の調製のため、甲から貸与された評価原図及び路線番号原図のスキナー入力を行い、上質紙に出力し、甲に納品する。その他の原図作成

用図面の作成については必要に応じて同様に出力図を作成する。

(路線番号原図の調製及び新規作成)

第22条 乙は、甲から貸与された路線番号原図修正指示用原稿図を基に路線番号原図の調製を行う。また、評価原図の新規作成に伴い、路線番号原図を新規作成する。業務の詳細については、別紙5「路線番号原図調製及び新規作成仕様書」による。

(閲覧図の作成)

第23条 乙は、第18条、第19条、第20条により修正又は作成した評価原図を上質紙に電子複写した図面を作成する。業務の詳細については、別紙6「閲覧図作成仕様書」による。

(評価図の作成)

第24条 乙は、第18条、第19条、第20条で修正又は作成した評価原図、第22条で調製・作成した路線番号原図をそれぞれスキャナー入力し、同一区同一評価図番号でデータ合成処理を行い、出力図を作成する。業務の詳細については、別紙7「評価図作成仕様書」による。

第3章 成 果 品

(成果品)

第25条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書……………一式
- (2) 評価原図……………一式
- (3) 路線番号原図……………一式
- (4) 閲覧図……………一式
- (5) 評価図……………一式

(納品先)

第26条 本業務の成果品のうち、(1)は財政局主税部固定資産税課、(2)から(5)は各区役所税務課土地担当に納品する。

平成31年度 固定資産税(土地)評価図等更新業務 作業予定表

月	財政局	各区 土地担当	委託業者
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約締結 ・評価図等更新業務について各区へ通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価原図を委託業者に引渡す ・登記済通知(6月分まで)を委託業者に引渡す ・新規作成評価原図について委託業者に指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約締結 ・評価原図修正作業開始(1回目) ・新規評価原図の作成作業開始
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・納品された路線確認用図面に路線番号原図新規作成のための指示を記載し委託業者に引渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線確認用図面を各区へ納品
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・路線番号原図新規作成作業開始
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・登記済通知(10月分まで)を委託業者に引渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価原図修正作業(2回目) ・新規評価原図等の作成作業中
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・登記済通知(12月分まで)を委託業者に引渡す(最終) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価原図修正作業(3回目・最終) ・新規評価原図等の作成作業中
2月			<ul style="list-style-type: none"> ・新規評価図の作成 ・閲覧図の作成
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧図の検品 (修正箇所があれば修正指示) ・新規評価図の検品 (修正箇所があれば修正指示) 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧図の納品 ・新規評価図の納品 ・評価原図、路線番号原図納品

評価原図調製仕様書

評価原図（以下「原図」という。）の調製は、各区税務課土地担当が指示する原本を基に作成する。

作成した原図は、相当長期間の保存に耐え、かつ、加筆又は削除ができるものとし、次により調製するものとする。

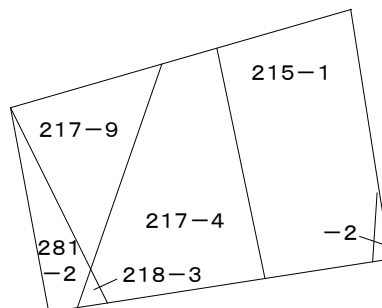
- 1 原図の規格は、B 1 判（728mm×1,030mm）とする。
- 2 原図は、マイラー（#300）を使用し、すべて黒色で記入すること。
- 3 各筆の線の太さは、3～4号線（0.15～0.2mm）で記入すること。
- 4 原図の各筆には、地番のみを算用数字（レタリング）で記入すること。

記入例

地番： 15 番 4 → 15-4
 ↑ ↑
 親地番 枝番

- 5 地番は、概ね8～9ポイント程度、町名、丁目は概ね24ポイント程度の活字とする。
- 6 不整形地又は小地積の土地を除き、地番は筆の北西部位又は左上部位に記入すること。
- 7 地形が小さく地番を記入するスペースがない場合には、周辺余白部分に地番を記入し、筆と地番とを線で結んで表示すること。この場合、同一親地番内の余白部分に地番を記入する場合は、枝番のみの表示とすることができる。

記入例



- 8 原則方位を記入すること。
- 9 標題は、原図を縦長に置いた場合の右上部に所定の様式で記入するものとし、評価図番号、区名、位置番号、町名、地番、縮尺及び作成年月を記入しておくこと。

記入例

NO. 24

区名	位置番号	町名	地番	縮尺	複製年月
緑区	024	竹山一丁目(一)	1-4, 17, 18, 100	$\frac{1}{500}$	昭和49年10月

- 10 縮尺は、原本と同一とする。
- 11 筆界の交点は、特に確実に接続し、過不足又は切断することは絶対しないこと。
- 12 評価図作成の際の位置合わせ線として、四隅に位置合わせ線を入れる。書式等については原本の規格に従う。
- 13 作成した原図は、マップロッカーに格納できるようにテープボードを取り付けて見出しをつけること（マップロッカーの規格は、キングジムNo.1151）。
- 14 前記のほか疑義がある場合には、その都度、区税務課土地担当と協議し、すべてその指示に従うこと。

評価原図の異動処理仕様書

評価原図の異動処理は、各区保有の評価原図（以下「原図」という。）に、登記申請書（以下「申請書」という。）等に基づき分合筆に伴う加筆又は削除を次により行うこととする。なお作業は、各区および地籍調査等のスケジュールに合わせ、複数回に分けて行うものとする。

- 1 申請書等の簿冊数量及び実施期間の確認をしたうえ、申請書等の左上余白に表示してある一連番号を必ず確認する。
- 2 異動処理は、次の順に処理する。
 - (1) 区役所作成の訂（修）正図及び正誤表による処理
 - (2) 土地区画整理事業、国土調査による地図の閉鎖処理
 - (3) 住居表示実施に伴う町名、町界変更処理
 - (4) 申請書による処理
- 3 異動処理が不可能な申請書等については、下記の符号（A～E）で原因を分類し、申請書等（一部が異動処理不可能な場合は当該地番）にその原因を表示した付箋を貼る。

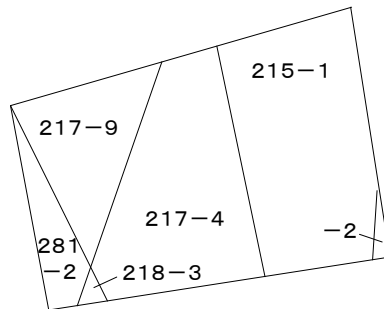
異動処理が不可能であった申請書等については、申請書番号及び所在地番を記入した「異動処理未処理報告書」を作成し、提出する。

A	…	評価原図なし	……	該当図のないもの（未作製等）
B	…	地番なし	……	該当図に地番がないもの
C	…	地形不整合	……	申請書の公図と該当図の地形が一致しないもの （測量図を縮尺して公図としたもの等）
D	…	公図なし	……	申請書に公図がないもの又は測量図のみのもの
E	…	その他	……	* 枝番等が不明なもの * 区画整理等の閉鎖地区に生じた異動
- 4 異動処理が済んだ申請書等には、指定の処理済印を表題部の右下余白へ押印すること。
- 5 異動処理の作業完了後は、一連番号に基づいて元の簿冊単位で整理し、「分合筆実数報告書」を添えて返却すること。
- 6 異動処理を行う場合の申請書等の種類は次の範囲内とする。
 - (1) 区税務課土地担当作図の訂（修）正図
 - (2) 区税務課土地担当作成の正誤表
 - (3) 土地区画整理事業、国土調査による地図の閉鎖処理指示書
 - (4) 住居表示による町名変更指示書
 - (5) 申請書
 - ア 分筆（原寸、比例）
 - イ 合筆
 - ウ 表示登記（原寸、比例）
 - エ 地図訂正
 - オ 地番変更
 - カ 誤謬訂正
 - キ 抹消登記

7 異動処理作業では次の事項に注意する。

- (1) 異動処理は必ず一連番号順に処理すること。
- (2) 新規分筆線の太さは3～4号線(0.15～0.2mm)とする。なお、交点及び接合部分の線引き処理は、過不足のないようにすること。
- (3) 地番は、算用数字(レタリング)で概ね8～9ポイント程度で記入すること。
- (4) 地番は、不整形地又は小地積の土地を除き、筆の北西部位又は左上部位に記入すること。
- (5) 新規分筆の地形が小さく地番を記入するスペースがない場合には、周辺余白部分に地番を記入し、筆と地番とを線で結んで表示すること。この場合、同一親地番内の余白部分に地番を記入する場合は、枝番のみの表示とすることができる。

記入例



- (6) 国土調査の完了した地区(電子複写図・上質紙に青鉛筆で指示)に対する閉鎖処理は、原図(1/600)の該当する地区に斜線を引き、新原図番号を左上余白に記入する方法で行うこと。
- (7) 申請書の所在名と図面名称(町名、字名)が異なるが、地番、地形、隣接地等が合致する場合は、一時保留し、区税務課土地担当へ連絡のうえ指示を受けて処理すること。
- (8) 前記のほか疑義がある場合には、その都度、区税務課土地担当と協議し、すべてその指示に従うこと。

評価原図の新規作成及び再調製仕様書

評価原図（規格B 1判、縮尺500分の1、以下「原図」という。）の新規作成は、登記所備え付けの地図等及び区税務課土地担当の指示資料等を原本として作成し、分合筆及び筆界未定の筆の異動を処理することにより行う。

- 1 原図を新規作成するための資料等について、区税務課土地担当と協議し、工程をたてる。
- 2 原図を新規作成するうえで、不明箇所等疑義が生じた場合は、区税務課土地担当と協議を行わなければならない。
- 3 前1及び2の結果に基づき、原図作成のための下図を作成する。作成する下図は、縮尺500分の1で、大字ごとにB 1サイズに編纂、作成し、区税務課土地担当に提出し、分割・接合等について指示を受ける。
- 4 隣接図面との接合等の調整を行う。
- 5 原図上の表示方法は、別紙2「評価原図調製仕様書」によること。
- 6 国土調査における筆界未定分の筆を現行の評価図を基に比例あん分し、一点鎖線で加筆処理する。なお、筆界未定の筆について分合筆等がある場合は、添付されている図面が縮尺500分の1である場合は実線で、縮尺600分の1である場合は一点鎖線で異動処理する。
- 7 各異動処理の方法は、別紙3「評価原図の異動処理仕様書」に基づくこと。
- 8 前1～7に基づき作成された原図の副図（電子複写図）を区税務課土地担当に提出し、図割、町界、位置番号、図面番号等の確認を行う。
- 9 汚損・毀損・紛失等により、評価原図を再調整する場合には、原則として、区税務課土地担当備え付けの閲覧図を原本とする。
- 10 前記のほか疑義がある場合には、その都度、区税務課土地担当と協議し、すべてその指示に従うこと。

<特記事項>

- ・ 区画整理・土地改良・住居表示・その他の新規作成について
従前地の閉鎖処理については、換地明細書・新旧地番対照表等の資料を基に一筆ごとに確認し、閉鎖処理を行う。

路線番号原図調製及び新規作成仕様書

路線番号原図修正指示用原稿図の修正指示内容に基づき、路線番号原図（以下「原図」という。）を調製（修正等）する。

また、評価原図の新規作成に伴い、原図を新規作成する。

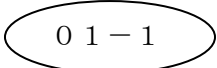
原図は、相当長期間の保存に耐え、かつ、加筆又は削除ができるものとし、次により作成するものとする。

- 1 原図の規格は、B 1 判（728mm×1,030mm）とする。
- 2 原図の材料は、200 # 片面マット加工とする。
- 3 原図の表示の記入は、すべて黒色を用いるものとする。
- 4 原図に記入する項目及びその記入方法は、次によるものとする。なお、記入する項目は、すべて赤のボールペンで記入してあるものとする。

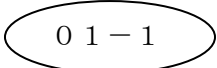
(1) 路線番号線

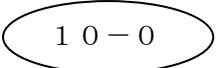
- ア 路線番号線の太さは、10号線（0.5mm）とする。
- イ 路線番号線の記入位置は、街路の中央とする。
ただし、路線番号線が地番、筆線等にかかる場合は、なるべくかからないよう適宜調節して記入する。
- ウ 路線番号線の起点及び終点については、それぞれ矢印を記入する。
- エ 路線番号線及び矢印は、過不足及び切断することがないようにすること。
ただし、前イのただし書きの場合で切断しなければならないものを除く。

(2) 路線番号

- ア 路線番号は、街路番号（2桁）及び枝番（1桁）とし、番号の間に－（ハイフン）を表示し、路線番号を  で囲み記入する。
なお、街路番号は2桁とするので、街路番号が1から9の1桁の場合でも「01」、「09」と記入し、また、枝番が「0」の場合でも「0」と記入する。

記入例

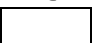




- イ 路線番号は、算用数字で記入する。
- ウ 路線番号は、街路の幅員等に合わせ、概ねプレート120針0（10～15ポイント）程度とする。
- エ 路線番号の記入位置は、路線番号の起点から終点の間とする。
ただし、記入位置の間に地番、筆線等により記入できない場合は、付近の余白部分に適宜調節して記入する。
- オ 路線番号の位置は、原図の方位に関係なく横長（表題が右下になる。）にし、記入する。

(3) 位置番号と線

原本に表示してある位置番号とその線を記入する。

- ア 位置番号は、3桁とし、（線の太さは10号線とする。）で囲み記入する。

また、番号は、1桁又は2桁の場合でも「001」「011」と記入する。

イ 位置番号は、算用数字で、プレート175針1（14～16ポイント）の大きさとする。

ウ 線の太さは、10号線（0.5mm）とする。矢印は開いた矢印とし、矢印は図面に接続すること。

(4) 位置合わせ線

ア 評価図作成の際の位置合わせ線として、四隅に位置合わせ線を入れる。

イ 書式等については、原本の規格に従う。

(5) 評価図番号

ア 評価図番号は、原本の表題の欄外右上部位に表示してある番号とする。

イ 評価図番号の記入位置は、原図を縦長に置いた場合の左上部位に記入する。

ウ 評価図番号は、算用数字で、プレート175針1（14～16ポイント）の大きさとする。

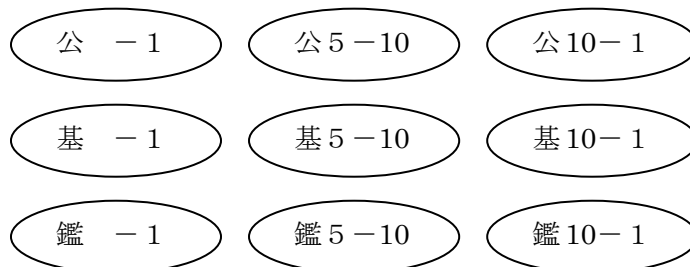
記入例

No.999

(6) 地価公示標準地等の記号

ア 地価公示標準地等の記号は、区税務課土地担当の指示に従い、記入例のとおり記入する。

記入例



イ 地価公示標準地等の記号は、概ねプレート100針1（8ポイント）程度とする。

5 作成した原図は、マップロッカーに格納できるようにテープボードを取り付けて見出しをつけること。また、見出しは算用数字で評価図番号と同一とし、プレート200針2（16ポイント）とする。

6 前記のほか疑義がある場合には、その都度、区税務課土地担当と協議し、すべてその指示に従うこと。

<特記事項>

1 路線番号原図の調製（修正等）

(1) 評価原図と路線番号原図のスキヤナー入力を行い、上質紙に出力し、路線番号原図修正指示用原稿図を作成し、各区に納品して区から修正等の指示を受ける。

(2) 必要に応じて、再度、評価原図と路線番号原図の出力図を作成し、各区に納品し確認後指示を受ける。

2 路線番号原図の新規作成

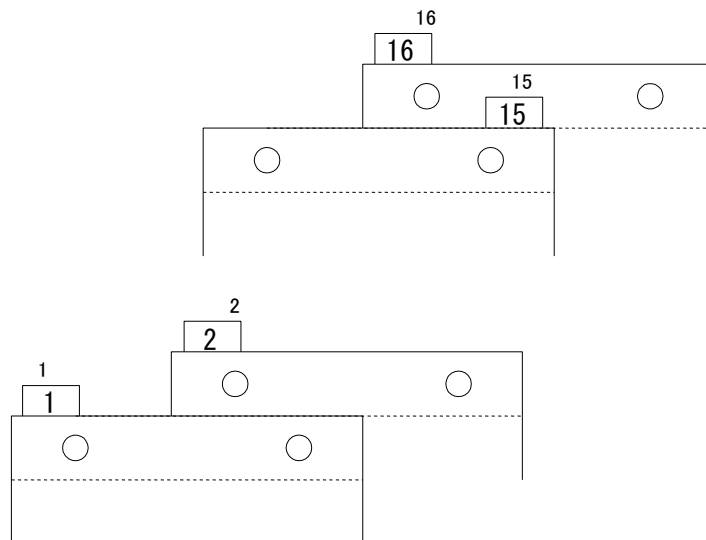
(1) 新規作成については、評価原図作成時に電子複写図（上質紙）を作成し、路線番号原図作成用下図とし、区税務課土地担当に提出して指示を受ける。

(2) 路線番号原図の街路番号及び枝番の桁数については、各区に確認の上処理する。

閲覧図作成仕様書

閲覧図は、評価原図を上質紙に電子複写して作成する。

- 1 評価原図を大型電子複写機（B 1 判対応）で上質紙に等倍複写を行い、図面を作成し、マップロッカーに格納できるように、テープボードを取り付けて、図面番号を記したインデックスシールを貼る。
- 2 インデックスシールは、テープボード上に、左から10cmの位置より、1 から順に右にずらしていくように貼る（正面から見た場合、一列につき15枚のインデックスが貼ることが出来るようにすること：下図参照）

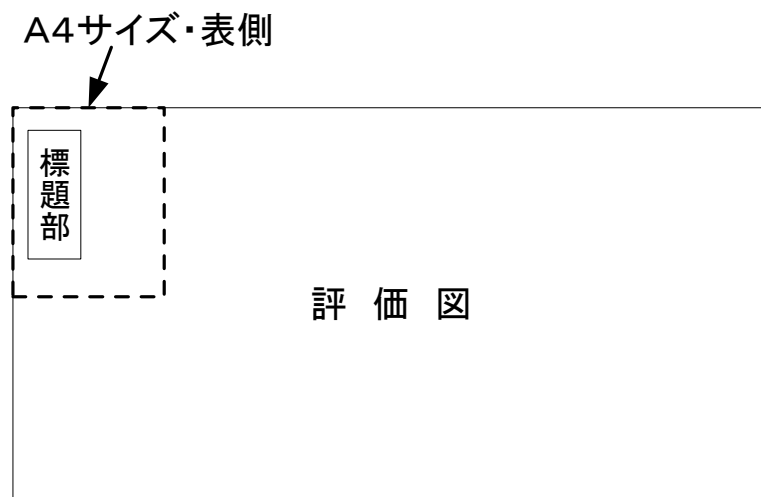


- 3 すべての閲覧図について、町名、評価図番号一覧表をエクセルで作成する。書式等については別途財政局主税部固定資産税課と協議する。
- 4 前記のほか疑義がある場合は、その都度、財政局主税部固定資産税課と協議し、すべてその指示に従うこと。

評価図作成仕様書

評価図は、評価原図と路線番号原図を基に、オリカTSマルチペーパーと同等の用紙で作成する。

- 1 評価原図、路線番号原図のスキャナー入力を行い、TIFFデータの作成を次のとおり行う。
 - (1) 読み取り条件：解像度400dpi以上、白黒2値、原寸
 - (2) 汚損、破損、ゴミ、ホコリの混入、図面の折れ等の無いように細心の注意を払い入力を行う。
 - (3) 作業期間中に新規作成及び閉鎖処理等が行われた評価原図について、対象となる原図を抽出し、再入力を行うものとする。
 - (4) スキャニング時に生じた傾き・歪みについては、補正等の処理を行う。
 - (5) スキャニング画像のチェックを行い、ゴミやホコリの混入、図面の折れ、不鮮明箇所があった場合は、再入力を行う。
 - (6) 入力・補正されたそれぞれのデータの同一区同一評価図番号を合成させ、出力図（オリカTSマルチペーパー等）を作成する。データの合成は路線情報を透過させ、筆界地番等と重なる箇所が判読できるように調整を行う。
 - (7) 出力図の画像チェックを行い、画像のズレ及び不鮮明箇所等については再入力を行うものとする。
 - (8) 作業方法及び手法についてはJIS Z 6016に準拠するものとする。
 - (9) 評価図を印刷する出力機器は、レーザープリンターを使用することとする。
 - (10) 文書情報管理士（1級以上）により行程及び品質を管理し、業務従事者を指導することとする。
- 2 作成した評価図は下記のように標題部が表になるようにA4判に折り畳む。
- 3 用紙については、財政局主税部固定資産税課に見本を提出し、協議することとする。



- 4 前記のほか疑義がある場合には、その都度、財政局主税部固定資産税課と協議し、すべてその指示に従うこと。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、

受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第35条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第35条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期

間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにな
いと認められるとき。

- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又
は認可等を失ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その
違反によりこの契約の目的を達することができないと認
められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められ
る相当の理由があるとき。
- (7) 第38条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申
し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、
受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約
金として委託者の指定する期間内に支払わなければなら
ない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期
継続契約においては、この条における契約代金額を、
契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責
めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項
第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定
による破産手続開始の決定があった場合において、同
法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）
の規定による更生手続開始の決定があった場合におい
て、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）
の規定による再生手続開始の決定があった場合におい
て、同法の規定により選任された再生債務者等

第36条の3 委託者は、この契約に関して、受託者が第35条
の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することが
できる。

第36条の4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又
は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第
51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条
第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、
条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力
団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力
団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員
等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第
75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実が

あるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、
原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方
が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り
ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の
いずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料
の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第
3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対
して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつ
たとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は
その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用
する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に
おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する
額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ
ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく
長期継続契約においては、この条における契約代金額を、
契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるとき
は、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第37条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条、
第36条の3及び前条第1項に規定する場合のほか、必要が
あるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したこと
により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しな
なければならない。

(受託者の解除権)

第38条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、
この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金
額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の
増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間
の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、
6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部
のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行
が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除され
ないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契
約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に
おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請
求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 委託者は、第36条から第38条までの規定によりこの
契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分

を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第36条、第36条の3及び第36条の4の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 委託者が定める。

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第42条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は

内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第35条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第43条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	担当業務	氏名 (自署又は記名押印)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。